

工事の不稼働期間について

契約図書もしくは工事打合せ簿等により明確となっている工事の不稼働期間とは、次のいずれかに該当する期間とする。

- 1 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
- 2 彦根市工事請負契約約款第 18 条第 3 項または第 4 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 4 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

《参考》

彦根市工事請負契約約款
(設計図書の変更、中止等)

第18条

- 3 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させなければならない。
- 4 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。